

○宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱

平成18年3月31日

告示第34号

改正 平成20年3月31日告示第52号

平成21年3月31日告示第44号

平成22年4月30日告示第88号

平成25年3月29日告示第45号

平成30年3月28日告示第35号

平成31年2月12日告示第19号

令和4年4月1日告示第99号

令和6年3月13日告示第32号

(目的)

第1条 町は、災害や犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した自主防災及び防犯組織の設立及び活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則(昭和58年宮代町規則第7号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「自主防災組織」及び「自主防犯組織」とは、地域に密着した組織で、行政区、自治会及び団体単位、又はそれらを連合とした防災及び防犯に関する活動組織で町長に設立の届出(様式第1号)のあったものをいう。

(令6告示32・一部改正)

(補助対象者)

第3条 この補助金を受けることができるものは、次のとおりとする。

(1) 前条に定義する組織で、構成員が概ね10人以上であるもの。

(2) 第1条の目的を達成するための活動計画又は活動のための明確な意思があるもの。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、具体的な内容及び例示については別表第1に掲げるとおりとする。

（1）自主防災活動事業

ア防災用の資機材の購入費

イ防災拠点の整備に要する経費

ウ防災訓練の実施に要する経費

エ防災に関する意識啓発及び研修に要する経費

オ防災士の資格取得に要する経費

（2）自主防犯活動事業

ア防犯用の資機材の購入費

イ防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費

ウ地域環境改善活動に要する経費

（平30告示35・令6告示32・一部改正）

（補助対象及び補助金額）

第5条 補助事業に対する補助対象及び補助金額は別表第2のとおりとし、補助金額に百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（令6告示32・一部改正）

（交付申請）

第6条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第2号及び様式第3号）に、別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、第4条各号に掲げる事業ごとに提出しなければならない。

（令6告示32・一部改正）

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請に基づき、予算の範囲内で交付を決定したときは、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（令6告示32・一部改正）

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（変更の承認申請等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けたのち、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、宮代町安心安全まちづくり推進事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金変更（中止、廃止）承認決定通知書（様式第7号）により通知する。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、宮代町安心安全まちづくり推進事業実績報告書（様式第8号及び様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 町長は、実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金の額の確定通知書（様式第10号）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 補助事業者が虚偽その他不正により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第13条 町長は補助金の交付を受けた自主防災及び防犯組織に対し、必要があると認めるときは、検査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第14条 申請者は、補助対象事業に係る関係書類を整備して、当該補助対象事業完了日の属する年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(令6告示32・追加)

(財産処分の制限)

第15条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、申請者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は事業完了後5年を経過した場合は、この限りでない。

(平30告示35・追加、令6告示32・旧第14条繰下)

(補助事業者の責務)

第16条 補助事業者は、地域の防災及び防犯に関する事業並びに町が実施する防災及び防犯に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第1号オの補助金の交付を受け防災士の資格を取得した者（以下「取得者」という。）を自主防災組織の構成員として位置付け、取得者がわかる名簿を町長に提出しなければならない。

(平30告示35・追加、令6告示32・旧第15条繰下)

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平30告示35・旧第14条繰下、令6告示32・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(宮代町自主防災組織補助金交付要綱の廃止)

2 宮代町自主防災組織補助金交付要綱（平成8年宮代町告示第28号）は廃止する。

附 則（平成２０年告示第５２号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年告示第４４号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年告示第８８号）

この告示は、制定の日から施行し、この告示による改正後の宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附 則（平成２５年告示第４５号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年告示第３５号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年告示第１９号）

この告示は、制定の日から施行する。

附 則（令和４年告示第９９号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年告示第３２号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

（令６告示３２・全改）

事業 区分	経費区分	内容	例
自主 防災 活動 事業	ア 防災用の 資機材の購 入費	①避難用資機材	ヘルメット、腕章、帽子、誘導 棒、誘導旗、メガホン、手持ち ライト等
	※原則、避難時 や救助時等 の活動に使 用するもの	②情報収集用資機材	トランシーバー、携帯用ラジオ 等
		③消火用資機材	消火器、バケツ、防火服、可搬 式動力ポンプ、消防用ホース等

		④救出・救護用資機材	作業服、はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、一輪車、ジャッキ、ロープ、担架、斧、救急セット、毛布、AED（自動体外式除細動器）等
		⑤その他町長が特に必要と認めたもの	
イ 防災拠点の整備に要する経費 ※原則、避難所敷地内で使用するもの	①防災倉庫設置費	防災倉庫	
	②設備設置費	かまど付きベンチ、情報掲示板等	
	③備品等購入費	テント、コードリール、災害用簡易トイレ、テーブル、イス、発電機、照明器具、無線設備等	
	④給食給水費	鍋、釜、鉄板、携帯コンロ、ポリタンク、浄水器等	
	⑤工事費	マンホールトイレ用排水設備、集会所改修工事等	
	⑥その他町長が特に必要と認めたもの		
ウ 防災訓練の実施に要する経費	①情報収集訓練に要する費用		
	②初期消火訓練に要する費用		
	③救出、救護訓練に要する費用		
	④避難誘導及び避難訓練に要する費用		
	⑤炊き出し、給水訓練に要する費用		

		⑥図上訓練に要する費用	
		⑦避難所体験訓練に要する費用	
		⑧その他実践活動を伴う訓練に要する費用	
	エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	①研修会に要する講師謝金	
		②研修会用パンフレットの購入費	
		③事務用品の購入費、印刷費等（飲料費は対象外）	
自主 防犯 活動 事業	ア 防犯用の資機材の購入費	①パトロールに要する経費	
		帽子、腕章、タスキ、ジャンパー、ベスト、名札、懐中電灯、信号灯、ホイッスル 等	
		②啓発活動に要する経費	
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費	③備品等購入費	
		シート・プレート、のぼり旗等	
		さすまた、防護盾、防犯カメラ（本体代のみ）等	
	オ 防災士の資格取得に要する経費	①防災士研修センター等が実施する講座受講料（教本料を含む。会場までの交通費は、対象外）	
		②防災士資格取得試験受験料	
		③防災士資格認証登録料	
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費	①研修会の実施に要する経費	
		講師謝金、講師旅費、会場使用料等 ※弁当、茶菓子代は除く	
		②研究、啓発、ワークショップに要する経費	
	ウ 地域環境改善活動に	防犯マップ作成経費、パンフレット、ちらし、ポスター、立看板作成費等	
		①落書き消しに要する経費	
		溶剤、マスク、刷毛等	

	要する経費	②死角となる危険箇所の 是正に伴う経費	のこぎり、脚立、ゴミ袋等
--	-------	------------------------	--------------

別表第 2（第 5 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

事業 区分	経費区分	補助金額	申請書類及び添付書類
自主 防災 活動 事業	ア 防災用の 資機材の購 入費（注 1）	①設立の日から 5 年未満で初めて 補助を受ける団体 購入金額に 4 分の 3 を乗じて得 た額又は上限額 4 0 0 , 0 0 0 円のいずれか少ない額 ②①を受けた団体又は設立の日か ら 6 年未満の団体 購入金額に 2 分の 1 を乗じて得 た額又は上限額 2 0 0 , 0 0 0 円のいずれか少ない額 ③設立の日から 6 年以上 1 1 年未 満の団体 購入金額に 2 分の 1 を乗じて得 た額又は上限 1 5 0 , 0 0 0 円 のいずれか少ない額 ④設立の日から 1 1 年以上の団体 購入金額に 2 分の 1 以内を乗じ て得た額又は上限 1 0 0 , 0 0 0 円のいずれか少ない額	・防災資機材購入計画 書（品名、規格、数 量、単価、金額、資 機材の保管場所） ・見積書、仕様書（カ タログ）及び保管場 所又は設置場所図面
	イ 防災拠点 の整備に要 する経費（注	①防災集会所整備開始の日から 5 年未満で初めて補助を受ける団 体	・集会所等拠点整備計 画書 ・見積書、仕様書（カ

1)	購入金額に4分の3を乗じて得た額又は上限額400,000円のいずれか少ない額 ②①を受けた団体又は防災集会所整備開始の日から6年未満の団体 購入金額の2分の1を乗じて得た額又は上限額200,000円のいずれか少ない額 ③防災集会所整備開始の日から6年以上11年未満の団体 購入金額の2分の1を乗じて得た額又は上限額150,000円のいずれか少ない額 ④防災集会所整備開始の日から11年以上の団体 購入金額の2分の1を乗じて得た額又は上限額100,000円のいずれか少ない額	タログ)及び保管場所又は設置場所図面 ・土地所有者承諾書(防災倉庫の場合)
ウ 防災訓練の実施に要する経費(注2)	①(世帯数×100円)+10,000円×団体数 ②実支出額 ③①及び②のいずれか少ない額又は上限150,000円のいずれか少ない額	・実施計画書(実施要領) ・予算書
エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費(注2)		

	オ 防災士の資格取得に要する経費	実支出額（交通費を除く）	・研修講座の受講を証する書類 ・講座の受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録料を確認できる書類
自主防犯活動事業	ア 防犯用の資機材の購入費	①初めて補助を受ける団体 活動に要する経費の2分の1を乗じて得た額又は上限150,000円のいずれか少ない額 ②①を受けた団体 活動に要する経費の2分の1を乗じて得た額又は上限額70,000円のいずれか少ない額	・防犯パトロール等事業計画書（実施要領） ・パトロール実施者名簿 ・見積書、仕様書（カタログ）
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費	①（世帯数×100円）＋20,000円 ③実支出額 ③①及び②のいずれか少ない額	・実施計画書（実施要領） ・予算書
	ウ 地域環境改善活動に要する経費		

（注1） 当該年度にコミュニティ助成事業、豊かな地域づくり推進事業費補助金及び安心安全まちづくり推進事業補助金を重複して受けることはできない。

（注2） 事前打合、反省会、事後の広報等に係る経費は対象外とする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

自主防災・自主防犯組織設立届出書

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

下記のとおり自主防災・自主防犯組織を設立しましたので、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第 2 条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 自主防災・自主防段組織の概要

組織名	
組織の活動内容	☐ 防災活動 ☐ 防犯活動
母体自治会名	
組織構成世帯数	
設立年月日	

※組織の活動内容には、当てはまる項目にチェックを付けてください。

2 添付資料

- (1) 規約
- (2) 組織図
- (3) 役員名簿
- (4) 活動計画書

様式第2号（第6条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付申請書（自主防災活動用）

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

補助申請の内容

区分	経費区分（注1）	積算根拠等	所要経費（注2）
自主 防災 活動 事業	ア 防災用の資機材の購入費	①避難用資機材	円
	交付申請額	②情報収集用資機材	円
	円	③消火用資機材	円
	購入予定年月日	④救出・救護用資機材	円
	年 月 日	⑤その他町長が特に必要と認めたもの	円
		合計	円
	イ 防災拠点の整備に要する経費	①防災倉庫設置費	円
	交付申請額	②設備設置費	円
	円	③備品等購入費	円
	整備予定年月日	④給食給水費	円
	年 月 日	⑤工事費	円
		⑥その他町長が特に必要と認めたもの	円
		合計	円
	ウ 防災訓練の実施に要する経費	①情報収集訓練に要する費用	円

	交付申請額	②初期消火訓練に要する費用	円
	円		
	防災訓練実施期日	③救出、救護訓練に要する費用	円
	年 月 日		
	防災訓練実施場所	④避難誘導及び避難訓練に要する費用	円
		⑤炊き出し、給水訓練に要する費用	円
		⑥図上訓練に要する費用	円
		⑦避難所体験訓練に要する費用	円
		⑧その他実践活動を伴う訓練に要する費用	円
		合計	円
	エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	①研修会に要する講師謝金	円
	交付申請額	②研修会用パンフレットの購入費	円
	円	③事務用品の購入費、印刷費等	円
		合計	円
	オ 防災士の資格取得に要する経費	①防災士研修センター等が実施する講座受講料	円
交付申請額	②防災士資格取得試験受験料	円	
円	③防災士資格認証登録料	円	
	合計	円	

注1 交付申請額は、補助金の交付申請額を記入してください。

注2 所要経費については、かかる経費の合計額を記入してください。

様式第3号（第6条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付申請書（自主防犯活動用）

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

補助申請の内容

区分	経費区分（注1）	積算根拠等	所要経費（注2）
自主防犯活動事業	ア 防犯用の資機材の購入費 交付申請額 円	①パトロールに要する経費	円
		②啓発活動に要する経費	円
		③備品等購入費	円
		合計	円
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費 交付申請額 円	①研修会の実施に要する経費	円
		②研究、啓発、ワークショップに要する経費	円
		合計	円
	ウ 地域環境改善活動に要する経費 交付申請額 円	①落書き消しに要する経費	円
		②死角となる危険箇所の是正に伴う経費	円
		合計	円

注1 交付申請額は、補助金の交付申請額を記入してください。
注2 所要経費については、かかる経費の合計額を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

組織名
代表者名 様

宮代町長

年 月 日付けで補助金交付申請のあった 年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金について、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 経費の区分

自主防災活動事業	自主防犯活動事業
☐ ア 防災用の資機材の購入費	☐ ア 防犯用の資機材の購入費
☐ イ 防災拠点の整備に要する経費	☐ イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費
☐ ウ 防災訓練の実施に要する経費	☐ ウ 地域環境改善活動に要する経費
☐ エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	
☐ オ 防災士の資格取得に要する経費	

3 支払方法 概算払い

4 条件

- (1) 次の各号に該当するときは、町長の承認を受けなければならない。
- ア 補助事業の内容を変更する場合。
- イ 補助事業を中止し、又は、廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱を遵守し、その目的以外に使用してはならない。
- (4) 補助事業により取得した防災資機材等は、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従い、適正かつ、効率的な管理をしなければならない。また、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、申請者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合、又は事業完了後5年を経過した場合はこの限りでない。
- (5) この補助を受けるものは、積極的に地域の防災及び防犯に関する事業並びに町が実施する防災及び防犯に関する施策に協力しなければならない。
- (6) 補助事業者は、第4条第1号オの補助金の交付を受け、防災士の資格を取得した者（以下「取得者」という。）を自主防災組織の構成員として位置付け、取得者がわかる名簿を提出しなければならない。

様式第5号（第8条）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金請求書

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度
宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金について、宮代町安心安全まちづくり推進事業
補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記金額の交付を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 経費の区分

自主防災活動事業	自主防犯活動事業
☐ ア 防災用の資機材の購入費	☐ ア 防犯用の資機材の購入費
☐ イ 防災拠点の整備に要する経費	☐ イ 防犯に関する意識啓発、研修及び 訓練に要する経費
☐ ウ 防災訓練の実施に要する経費	☐ ウ 地域環境改善活動に要する経費
☐ エ 防災に関する意識啓発及び研修 に要する経費	
☐ オ 防災士の資格取得に要する経費	

3 振込先

金融機関名	本（支）店名	口座の種類	口座番号	口座名義 ふりがな
		普通 当座		

様式第 6 号（第 9 条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた 年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金について、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、申請内容を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので承認願います。

1 経費の区分

自主防災活動事業	自主防犯活動事業
☐ ア 防災用の資機材の購入費	☐ ア 防犯用の資機材の購入費
☐ イ 防災拠点の整備に要する経費	☐ イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費
☐ ウ 防災訓練の実施に要する経費	☐ ウ 地域環境改善活動に要する経費
☐ エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	
☐ オ 防災士の資格取得に要する経費	

2 変更（中止、廃止）の理由

区分		経費区分	積算根拠	所要経費
	変更前			円
	変更後			円

理由

様式第7号 (第9条)

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金変更（中止、廃止）承認決定通知書

第 号
年 月 日

組織名
代表者名

宮代町長

年 月 日付けで補助金変更（中止、廃止）承認申請のあった 年
度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金について、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 経費の区分

自主防災活動事業		自主防犯活動事業	
☐	ア 防災用の資機材の購入費	☐	ア 防犯用の資機材の購入費
☐	イ 防災拠点の整備に要する経費	☐	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費
☐	ウ 防災訓練の実施に要する経費	☐	ウ 地域環境改善活動に要する経費
☐	エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費		
☐	オ 防災士の資格取得に要する経費		

2 事業内容

変更前	
変更後	

3 交付決定額	変更前	円
	変更後	円

様式第 8 号（第 10 条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業実績報告書（自主防災活動用）

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた
年度宮代町安心安全まちづくり推進事業が完了したので、宮代町安心安全まちづくり推
進事業補助金交付要綱第 1 0 条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 購入又は活動実績

区分	経費区分	積算根拠等	所要経費
自主 防 災 活 動 事 業	ア 防災用の資機材の購入費	①避難用資機材	円
	交付決定額	②情報収集用資機材	円
	円	③消火用資機材	円
	事業完了年月日	④救出・救護用資機材	円
	年 月 日	⑤その他町長が特に必要 と認めたもの	円
		合計	円
	イ 防災拠点の整備に要する経 費	①防災倉庫設置費	円
	交付決定額	②設備設置費	円
	円	③備品等購入費	円
	事業完了年月日	④給食給水費	円
	年 月 日	⑤工事費	円
		⑥その他町長が特に必要 と認めたもの	円
		合計	円
	ウ 防災訓練の実施に要する経 費	①情報収集訓練に要する 費用	円
	交付決定額	②初期消火訓練に要する 費用	円
	円	③救出、救護訓練に要する 費用	円
	防災訓練実施期日	④避難誘導及び避難訓練 に要する費用	円
	年 月 日	⑤炊き出し、給水訓練に要 する費用	円
	防災訓練実施場所		

		⑥図上訓練に要する費用	円
		⑦避難所体験訓練に要する費用	円
		⑧その他実践活動を伴う訓練に要する費用	円
		合計	円
	エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	①研修会に要する講師謝金	円
		②研修会用パンフレットの購入費	円
		③事務用品の購入費、印刷費等	円
		合計	円
	オ 防災士の資格取得に要する経費	①防災士研修センター等が実施する講座受講料	円
		②防災士資格取得試験受験料	円
		③防災士資格認証登録料	円
		合計	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

添付書類 \ 経費区分	*ア	*イ	*ウ	*エ	*オ
領収書の写し	○	○	○	○	○
資機材購入等実績一覧及び写真	○	○			
保管場所又は設置場所	○	○			
研修又は訓練状況写真			○	○	
研修又は訓練等実施結果報告			○	○	
防災士証の写し					○
防災士名簿					○

それぞれの経費区分に応じ、○印のついているものを添付してください。

- *ア 防災用の資機材の購入費
- *イ 防災拠点の整備に要する経費
- *ウ 防災訓練の実施に要する経費
- *エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費
- *オ 防災士の資格取得に要する経費

様式第9号（第10条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業実績報告書（自主防犯活動用）

年 月 日

宮 代 町 長 様

組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた
年度宮代町安心安全まちづくり推進事業が完了したので、宮代町安心安全まちづくり推
進事業補助金交付要綱第10条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 購入又は活動実績

区分	経費区分	積算根拠等	所要経費
自主防犯活動事業	ア 防犯用の資機材の購入費 交付決定額 円	①パトロールに要する経費	円
		②啓発活動に要する経費	円
		③備品等購入費	円
		合計	円
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費 交付決定額 円	①研修会の実施に要する経費	円
		②研究、啓発、ワークショップに要する経費	円
		合計	円
	ウ 地域環境改善活動に要する経費 交付決定額 円	①落書き消しに要する経費	円
		②死角となる危険箇所是正に伴う経費	円
		合計	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

添付書類 \ 経費区分	*ア	*イ	*ウ
領収書の写し	○	○	○
資機材購入等実績一覧及び写真	○		○
活動・実施状況報告書		○	○
活動状況写真		○	○

それぞれの経費区分に応じ、○印のついているものを添付してください。

- *ア 防犯用の資機材の購入費
- *イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費
- *ウ 地域環境改善活動に要する経費

様式第 10 号（第 11 条関係）

年度宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

組織名
代表者名 様

宮代町長

年 月 日付けで実績報告書に基づき下記のとおり補助金の額の確定をしたので、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、通知します。
なお、返還金があるときは、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により返還してください。

記

1 経費の区分

自主防災活動事業	自主防犯活動事業
☐ ア 防災用の資機材の購入費	☐ ア 防犯用の資機材の購入費
☐ イ 防災拠点の整備に要する経費	☐ イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費
☐ ウ 防災訓練の実施に要する経費	☐ ウ 地域環境改善活動に要する経費
☐ エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	
☐ オ 防災士の資格取得に要する経費	

- 2 交付決定額 金 円 A
- 3 交付確定額 金 円 B
- 4 返還額 金 円 A - B
- 5 返還期限 年 月 日

様式第 1 号（第 2 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 5 号（第 8 条）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 7 号（第 9 条）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

（令 6 告示 3 2 ・全改）